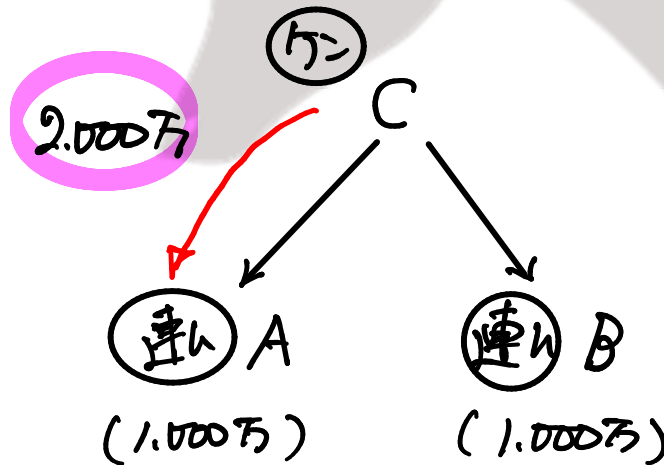


連帯債務 宅建 H13-04-2 <<#730>>

【問】 正誤をつけよ。

AとBとが共同で、Cから、C所有の土地を 2,000 万円で購入し、代金を連帯して負担する（連帯債務）と定め、CはA・Bに登記、引渡しをしたのに、A・Bが支払をしない。AとBとが、代金の負担部分を 1,000 万円ずつと定めていた場合、AはCから 2,000 万円請求されても、1,000 万円を支払えばよい。

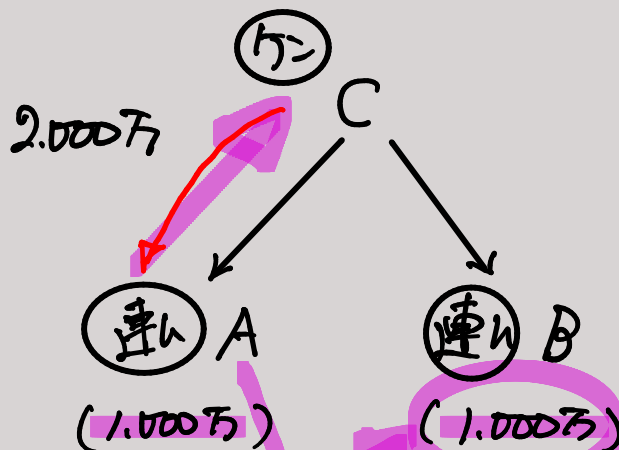


【答え】 誤り

《ポイント》 連帯債務者に対する履行の請求 【★入門】

債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。（民法 436 条）

⇒ 連帯債務者は、全額請求された場合、全額支払う義務がある



★  
求償OK